

伊達市こども遊び場運営管理業務委託公募型プロポーザル実施概要書

1 委託の趣旨

伊達市では、東日本大震災の影響により外で遊ぶ機会が少なくなった子どもたちの健康増進や健やかな心の発達及び保護者の子育て支援に寄与するため、伊達市こども遊び場の整備を進めてきました。

近年、これまでのこども遊び場の役割とともに子ども、保護者同士の交流はもとより、地域の人たちとの異年齢・異世代の交流と学びの場として、保護者の子育ての悩み相談や情報交換ができる「地域の子育て支援拠点」としてのこども遊び場が求められています。

このため、伊達市こども遊び場運営管理業務について、公募型プロポーザル方式により企画提案をしていただき、企画内容を比較検討したうえで、施設管理・子育て支援の取り組みなど効果的かつ実践する能力を有する企画提案者を運営管理業務の受託候補者として選定します。

2 委託業務の概要

伊達市こども遊び場運営管理業務委託については、2－（１）①～③のとおり３施設を個別に業務委託としますので、参加表明書等については希望される業務ごとに作成してください。（複数選択可）

（１）業務名

伊達市こども遊び場運営管理業務委託

- ① 上保原屋内運動場運営管理業務委託
- ② 梁川屋内・屋外運動場運営管理業務委託
- ③ 伊達屋内運動場運営管理業務委託

（２）業務内容

別紙「上保原屋内運動場運営管理業務委託仕様書」、「梁川屋内・屋外運動場運営管理業務委託仕様書」、「伊達屋内運動場運営管理業務委託仕様書」のとおり

（３）業務委託期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

（４）委託料の上限額（消費税及び地方消費税含む）

- ① 上保原屋内運動場運営管理業務委託 ６１，３８０，０００円
※令和９年度は20,490,000円、令和10年度は20,400,000円、令和11年度は20,490,000円を上限とします。
- ② 梁川屋内・屋外運動場運営管理業務委託 ６０，９５０，０００円
※令和９年度は20,340,000円、令和10年度は20,230,000円、令和11年度は20,380,000円を上限とします。
- ③ 伊達屋内運動場運営管理業務委託 ５９，１５０，０００円
※令和９年度は19,740,000円、令和10年度は19,690,000円、令和11年度は19,720,000円を上限とします。

※内訳は人件費（給与、社会保険等）及び一般管理費（イベント実施に係る費用を含む）となります。

※提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとします。

※契約時に同額による契約締結を保障するものではありません。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止処分を参加申込書の提出期限から受託候補者の選定の日まで受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (4) 金融機関の取引が停止されている者等、経営不振の状況でないこと。
- (5) 税の滞納をしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (7) その他法律に反する等、業務を受託する団体として適性を欠かないこと。

4 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれか該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とします。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たす者でなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) その他、伊達市が予め指示した事項に違反した場合

5 実施日程

項 目	期 日
事業者公募開始	令和8年9月28日（月）
質問書受付期間、施設見学受付期間	令和8年9月28日（月）～10月9日（金）
参加表明書等提出期間	令和8年10月13日（火）～10月30日（金）
第1次審査（書類審査）	令和8年11月6日（金）
審査結果通知（提案提出要請書）	令和8年11月11日（水）
企画提案書等提出期間	令和8年11月11日（水）～11月27日（金）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年12月9日（水）
審査結果通知	令和8年12月16日（水）
業務開始日	令和9年4月1日（木）

※日程については変更となる場合があります。

6 関係書類の入手方法

本実施概要書、仕様書、各様式等については、伊達市ホームページ（※）からダウンロードしてください。

※ <https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/66/20667.html>

7 質問事項

質問がある場合は、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年9月28日（月）～令和8年10月9日（金）17時15分（必着）

(2) 提出方法

質問書(様式第5号)により、「13 お問い合わせ先」に電子メールで提出してください。また、電子メールの件名は「伊達市こども遊び場運営管理業務に関する質問」とし、電子メール送付後にその旨電話にてお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、回答書（様式第6号）にて伊達市ホームページに随時公表します。（個別の回答は行いません。）

※ <https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/66/20667.html>

8 施設見学

施設見学を希望される場合は、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年9月28日（月）～令和8年10月9日（金）17時15分（必着）

(2) 実施期間

令和8年10月19日（月）～令和8年10月30日（金）

※ 月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から17時までとします。

(3) 申込方法

「13 お問い合わせ先」の電子メールに件名を「伊達市こども遊び場運営管理業務に関する施設見学」、本文に見学希望日時（第1希望～第3希望）を記載し、施設見学参加者一覧（任意様式）を添付して送付ください。また、電子メール送付後にその旨電話にてお知らせください。なお、電話による施設見学の受付は行いません。

(4) その他

施設見学の参加者は3名以内とします。

9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「伊達市こども遊び場運営管理業務に係る公募型プロポーザル参加表明書」（様式第1号）に（2）の書類を添付し提出してください。期限までに提出がない場合は、本プロポーザルに参加できないものとします。

(1) 提出期間

令和8年10月13日（火）～令和8年10月30日（金）17時15分（必着）

(2) 添付書類

① 事業者概要書（様式第2号）

② 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類

③ 法人登記簿謄本（最新の履歴事項全部証明書）

※ 発行から3か月以内のもの

④ 直近事業年度における貸借対照表、損益計算書等の財務状況を明らかにすることができる書類

- ⑤ 事業者にかかる国税・地方税の完納証明書等の直近1年に未納がないことを明らかにできる書類
 - ※ 非課税の場合は非課税である旨の申出書（任意様式）
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
- ⑦ 参加要件誓約書（様式第4号）

(3) 提出部数

1部

※ 希望する業務が複数の場合、業務ごとに作成してください。

(4) 提出方法

郵送又は持参により「伊達市教育委員会こども部こども未来課企画運営係」に提出してください。

※ 住所、連絡先等は「13 お問い合わせ先」を確認ください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までとします。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期間に次の書類を提出してください。提出期間中に提出がない場合は、失格とします。

なお、同一の業務について、複数の企画提案書等の提出を行うことはできません。

(1) 提出書類

次の①～⑤をA4判フラットファイルに綴り込みのうえ提出してください。

- ① 伊達市こども遊び場運営管理業務に係る公募型プロポーザル企画提案書提出届（様式第7号）
- ② 企画提案書（任意様式）
 - 主に次の（ア）～（エ）の事項に関して記載してください。
 - （ア）運営管理業務の基本的な考え方に関すること
 - a 運営管理業務についての実施方針・コンセプト
 - b 子ども・保護者・地域の交流に関する考え方
 - （イ）実施事業に関すること
 - a 本事業の趣旨を踏まえたイベント等の実施内容（1年間分）
 - b イベント等の実施スケジュール（頻度・回数・時間）や人員配置（1年間分）
 - （ウ）業務執行体制に関すること
 - a 本業務を適切に遂行するための体制（業務責任者・業務責任者の代理人、火元責任者の選任、緊急時の連絡体制等）
 - b スタッフ人員の配置、役割分担、知識及び技能、人員確保
 - c スタッフの養成研修の内容・スケジュール・頻度・回数、スタッフ間の情報共有
 - （エ）運営・維持管理業務に関すること
 - a 運営業務の内容（利用者の受入準備、受付・予約業務、アテンド業務、広報業務、混雑時の対応、安全管理に関する対応等）
 - b 施設維持管理業務の内容（開館前後の点検・清掃、敷地内の点検・清掃・駐車場や植栽管理、軽微な修繕等）
 - c 地域活性化を考慮した運営の内容（地域と連携したイベントや取組み、市

内在住者の雇用等)

③ 業務実施体制書(様式第8号)

④ 見積書(様式第9号)

※ 年度ごとの見積金額が分かる見積明細書を別に添付してください。

⑤ 事業実績書(様式第10号)

※ これまでの類似業務の主な実績がない場合は提出不要です。

(2) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

※ 希望する業務が複数の場合、業務ごとに作成してください。

(3) 提出物の仕様

① A4サイズ・横書きを基本としてください。(A3折込可)

② 様式ごとにインデックスを貼り、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出してください。

③ 複数ページにわたるものはページ番号を付してください。

(4) 提出期間

令和8年11月11日(水) 8時30分～令和8年11月27日(金) 17時15分(必着)

(5) 提出方法

郵送又は持参により「伊達市教育委員会こども部こども未来課企画運営係」に提出してください。

※ 住所、連絡先等は「13 お問い合わせ先」を確認ください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとします。

11 審査

こども遊び場運営管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会を開催し、事業者の評価及び選定を行います。

(1) 審査

審査は、第1次審査及び第2次審査により行います。

なお、審査方法は別紙「プロポーザルの審査方法等について」のとおりとします。

① 第1次審査

第1次審査は、提出された参加表明書等の提出書類に基づき、適格性を審査します。

② 第2次審査

第2次審査は、個別に非公開で行うプレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査し、総合評価点が上位の者から受託候補者及び次点を選定します。ただし、最低基準評価点数は満点の6割とします。また、総合評価点上位者が同点の場合は、審査項目(5)見積書以外の評価点数の合計が上位の者を受託候補者とするが、審査項目(5)見積書以外の評価点数の合計が同点の場合には、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

<開催日>

令和8年12月9日(水)

※ 詳細は追って通知します。

<会場>

伊達市役所

＜プレゼンテーション＞

10分以内のプレゼンテーションと5分程度の質疑応答を実施します。

＜出席者＞

1事業者につき2名以内とします。

＜使用する資料＞

- プレゼンテーションは、提出した企画提案書等により行ってください。
- 企画提案書以外に使用する資料がある場合は、プレゼンテーション当日、開始前までに事務局へ10部提出してください。
- プレゼンテーションは、端末（パソコン等）を使用しスクリーンに投影する方法を用いて行うことも可とします。

※ プロジェクター、スクリーン及び電源は本市が準備します。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、参加者全員に文書で通知します。

＜第1次審査結果通知＞ 令和8年11月11日（水）

＜第2次審査結果通知＞ 令和8年12月16日（水）

※ いずれも予定日となります。

※ 受託候補者として選定されなかった者は、審査結果通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができます。また、その回答は書面が到達した日の翌日から起算して10日以内に書面にて行います。なお、回答の内容は、第1次審査の場合は「請求者の選定されなかった理由」、第2次審査の場合は「請求者の総合評価点並びに受託候補者の名称及び総合評価点」とします。

（3）選定結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに選定結果を公表します。

12 契約の締結等

（1）契約金額の決定

契約金額は、2－（4）で示す金額の範囲内であって、提出された見積書の金額を超えないものとします。

（2）その他

- ① 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、実施業務の内容については、仕様書に基づき、契約後に改めて伊達市が指示できるものとします。
- ② 受託候補者と契約締結に至らなかった場合や参加資格の喪失に該当することが判明した場合は、審査結果において次点であった者を委託候補者とします。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とします。

13 留意事項

（1）費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、本プロポーザル参加者の負担とします。

（2）その他

- ① 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施概要書の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて本プロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

- ③ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ④ 提出された企画提案書等は、受託候補者の選考以外の目的で使用しません。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、伊達市情報公開条例（平成18年1月1日条例第14号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ⑥ 参加表明書提出後に辞退する場合は、「伊達市こども遊び場運営管理業務に係る公募型プロポーザル参加辞退届」（様式第11号）を提出してください。

14 お問い合わせ先

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市教育委員会こども部こども未来課企画運営係
電話番号：024-573-5691 FAX番号：024-576-2419
Eメール：childcare@city.fukushima-date.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>